

生駒市訓令甲第2号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成24年3月生駒市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条第13号中「商工観光課観光振興室長」の次に「、地域包括ケア推進課地域共生サミット推進室長」を加え、同号を同条第14号とし、同条第12号を同条第13号とし、同条第11号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 企画官 市長事務部局の企画官をいう。

第4条第5項中「所管課課長が」を「所管課課長及び所管企画官が」に、「及び所管課課長ともに」を「、所管課課長及び所管企画官いずれも」に改め、同条第6項中「課課長」の次に「又は企画官」を加える。

第5条第2項の表中「課課長」の次に「、企画官」を加える。

第11条第1項中「課課長」の次に「、企画官」を加え、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 特に指定された事務のうち、市長があらかじめ指定したものに關すること。
- (2) 特に指定された事務に係る別表に掲げる次長の専決区分に属する事項に關すること。
- (3) 参事の旅行命令に關すること（宿泊に伴う旅行命令を除く。）。

第32条の3第3号を削る。

第33条に次の1号を加える。

- (2) 軽易な奈良先端科学技術大学院大学との連携の企画及び調整に関すること。

第35条第1号中「商工及び観光団体」を「商工団体」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。

(商工観光課観光振興室長の専決事項)

第35条の2 商工観光課観光振興室長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 観光関係団体との連携に関すること。
- (2) 観光宣伝印刷物の編集及び発行に関すること。
- (3) 軽易な観光施策の企画及び調整に関すること。

第45条の2の次に次の1条を加える。

(地域包括ケア推進課地域共生サミット推進室長の専決事項)

第45条の3 地域包括ケア推進課地域共生サミット推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な地域共生社会推進全国サミットに係る調整に関すること。

第64条第1項中「課課長」の次に「、企画官」を加える。

別表の1の表から5の表までの規定中「課課長」の次に「、企画官」を加え、同表備考第2項中「課課長」の次に「又は企画官」を加え、同備考第4項を同備考第5項とし、同備考第3項中「課課長が」を「課課長又は企画官が」に、「及び課課長ともに」を「、課課長及び企画官いずれも」に改め、同項を同備考第4項とし、同備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 課課長又は企画官の専決に係るもので、課に複数の課課長又は企画官が

置かれているときは、課長があらかじめ指定する課課長又は企画官が専決するものとする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。